

高額医療・高額介護合算療養費制度 が始まりました。

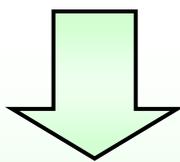
- 世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担（※）を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

※ 入院時の食費負担や差額ベッド代等を含みません。

～ このように負担が軽減されます ～

<夫婦2人世帯の例> (ともに75歳・市町村民税非課税)

- 例えば、1年間で、夫が医療保険で30万円、妻が介護保険で30万円を支払った場合 (世帯での年間の負担が60万円)



- **これからは**、年間60万円を支払った後、支給の申請をすると、基準額（31万円）を超えた金額 (29万円) をお返しします。

- 基準額は、世帯員の年齢構成や所得区分により異なります。また、初年度（平成20年4月～平成21年7月）については、特例的な取扱いがあります。
- 詳しくは、加入されている医療保険または介護保険の窓口へご相談ください。